

日本の遺伝子組換え表示制度

令和4年11月
消費者庁食品表示企画課

1. 遺伝子組換え表示制度の改正経緯

2. 遺伝子組換え表示制度の概要

○ 実施時期

- ・ 2017年4月から2018年3月まで全10回開催。
- ・ 2018年3月28日に報告書を取りまとめ。

○ 目的

- ・ 遺伝子組換え表示制度は、その導入から約15年が経過しており、この間、遺伝子組換え食品のDNA等に関する分析技術が向上している可能性や、遺伝子組換え農産物の作付面積の増加により流通の実態が変化している可能性がある。
- ・ そのため、消費者庁において「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」を開催し、自主的かつ合理的な選択の機会の確保を実現するために消費者が求める情報及び遺伝子組換え農産物の流通状況等を踏まえ、今後の遺伝子組換え表示制度の在り方について幅広く検討を行う。

○ メンバー

- ・ 消費者、事業者※及び学識経験者からなる計10名

※ 全国農業協同組合連合会、（一財）食品産業センター、（一社）日本スーパーマーケット協会
（その他、消費者：3名、学識経験者：4名）

○ 報告書のポイント：今後の遺伝子組換え表示制度の方向性

- ・ 表示義務対象品目等については、現行制度を維持
- ・ 「遺伝子組換えでない」旨の表示については、次のように整理することが適当
 - ✓ 表示が認められる条件を現行制度の「5%以下」から「不検出」に引き下げること
 - ✓ 「不検出」に引き下げた際に「遺伝子組換えでない」表示ができなくなる食品については、「分別生産流通管理が適切に行われている」旨の表示を行うことができるようにすること



① 消費者の誤認防止の観点

遺伝子組換え農産物が最大5%混入しているにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」表示を可能としていることは誤認を招くとの意見

② 分別生産流通管理を適切に実施してきた事業者の努力を消費者に伝える観点

消費者への情報提供の観点からだけでなく、分別生産流通管理を適切に行っている事業者にも配慮する必要があるとの意見

③ 消費者の選択幅の拡大の観点

現行の「遺伝子組換えでない」旨の表示を2区分に整理することで、消費者の選択幅が拡大

○ 報告書を踏まえ、消費者庁において、食品表示制度の改正に向け、手続き等を開始

- ・ 日本全国7都市で消費者・事業者等との情報交換会等を実施
- ・ 消費者庁から消費者委員会へ諮問を行い、全5回にわたり消費者委員会食品表示部会で議論
- ・ 食品表示基準（内閣府令）の改正案について国内向けにパブリックコメントを実施するとともに、WTO/TBT通報を実施し、各国からコメントを受付

○ 食品表示基準の一部を改正する内閣府令の公布・施行

- ・ 2019年4月25日：食品表示基準の一部を改正する内閣府令を公布
～
：新たな制度の普及啓発／事業者の包材切替
- ・ 2023年4月1日：施行

1. 遺伝子組換え表示制度の改正経緯

2. 遺伝子組換え表示制度の概要

- 安全性審査を経た遺伝子組換え農作物のみが国内で流通可能（食品衛生法）
- 表示について、2001年から義務表示制度開始（現在は食品表示法）
 - ・ 9農産物※¹及び33加工食品群が義務表示の対象
 - ・ 加工後に組み換えられたDNA等が検出できない食品は義務表示の対象外（しょうゆ、植物油等）

義務表示の例

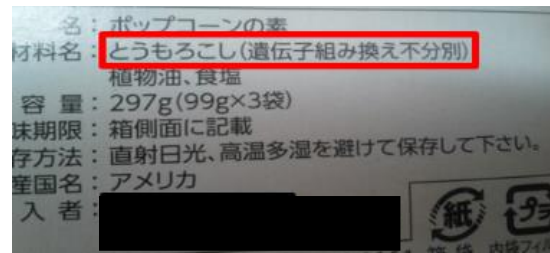
遺伝子組換え農産物を
区別している場合

「パパイヤ（遺伝子
組換え）」など



遺伝子組換え農産物と遺伝子
組換えでない農産物を
区別しない（不分別）場合

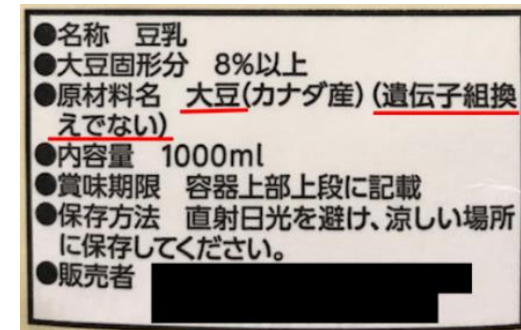
「とうもろこし（遺伝子
組換え不分別）」など



任意表示の例

遺伝子組換えでない農産物を区別してい
る場合（33加工食品群以外の食品で
あっても同様に表示することが可能）

「大豆（遺伝子組換えでない）」など



※1 大豆、とうもろこし、ばれいしょ、アルファルファ、てん菜、なたね、綿実、パパイヤ、からし

現行の制度のうち、任意表示に関して食品表示基準を改正し、

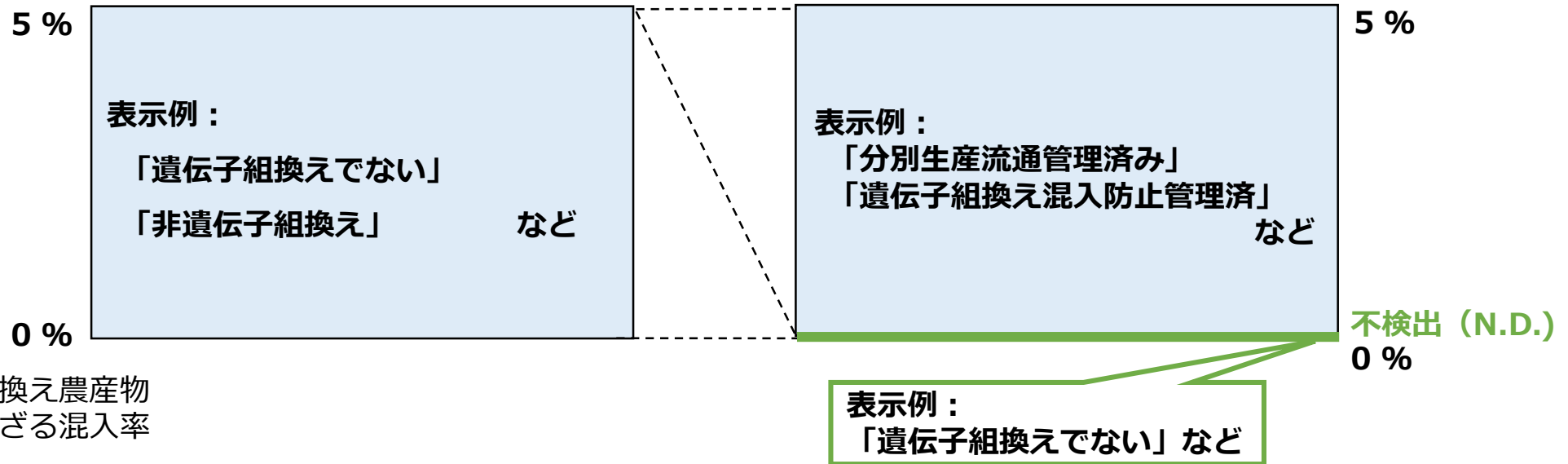
- i) 分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実を即した表示を、
- ii) さらに、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとした。

非遺伝子組換え大豆の表示

~2023/3/31



2023/4/1~



(注) 「遺伝子組換え」表示及び任意表示については、事業者が分別生産流通管理を行っていることが前提